

特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準

- 1 特別養護老人ホーム（ユニット型）施設整備費補助審査基準 P 1
- 2 特別養護老人ホーム（従来型）施設整備費補助審査基準 P 7
- 3 特別養護老人ホーム（一部ユニット型）施設整備費補助審査基準 . . . P 14
- 4 養護老人ホーム施設整備費補助審査基準 P 15
- 5 介護専用型ケアハウス（ユニット型）施設整備費補助審査基準 P 20

平成 22 年 10 月 26 日

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・指定基準＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号)
- ・指定基準について＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)
- ・特養基準＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号)
- ・特養基準について＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号)

なお、平成22年度着工案件については、旧審査基準を適用する。

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	建物配置 構造設備 ・特養基準第 35 条、第 3 条、第 8 条 ・特養基準について第 5 の 4、第 2 の 1、第 1 の 2、7 ・指定基準について第 5 の 3	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、入居者の日常生活に充てられる居室、共同生活室及び浴室を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物とすることができる。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。 3 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所(準公共的空間)を設けること。 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成 7 年東京都条例第 33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・構造 _____造 地下____階、地上____階 ・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階 _____階 _____階	・地域の人々との交流が可能な空間(公共的空間)が用意されていること。 ・希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 ・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。
	規模 ・基本指針 ・補助要綱	1 定員は 30 人以上とすること。 2 原則として入所定員の 10%以上のショートステイ用居室を併設すること。 3 1 人当たりの延床面積は、38.0 平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員_____人 ・延床面積(特養・ショート) _____㎡ > 定員____人×38.0 ㎡ = _____㎡	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

	立地等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・消防法 等 	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否		
施設	ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準について第5の3 ・特養基準について第5の4 	<p>1 入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。</p> <p>2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うものでなければならないこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅に近い居住環境の工夫(居室のカーテンを本人選択にしている等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。 ・同一階に奇数ユニットを設けることは避けたほうがよいこと。
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第40条 ・指定基準について第5の3 ・特養基準第35条 ・特養基準について第5の4、第2の1 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 	<p>1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</p> <p>3 1ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。</p> <p>4 地階に設けてはならないこと。</p> <p>5 1室の床面積(内法寸法)等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) ユニット型個室:床面積は、10.65平方メートル以上とすること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積を除く。)。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) ユニット型準個室:ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各階のユニット定員×ユニット数及び2人部屋の有無 <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <p>___階___有・無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のうち最大の床面積 _____㎡×___室 ・居室のうち最小の床面積 _____㎡×___室 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。 ・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。 ・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設 ユニット		<p>7 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</p> <p>8 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>9 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>10 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>11 2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー(幅1.5メートルを基準とする)を設置すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m</p> <p>_____m</p> <p>_____m</p>	<p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服寝具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ
	共同生活室	<p>・指定基準第40条、第27条、第44条</p> <p>・指定基準について第5の3、6、7、第4の25</p> <p>・特養基準第35条、第26条、第38条</p> <p>・特養基準について第5の4、7、第2の1、第4の12</p>	<p>1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。</p> <p>2 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>3 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けること。</p> <p>4 地階に設けてはならないこと。</p> <p>5 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>6 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>7 ユニットの入居者全員と介護職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・共同生活室のうち最大の床面積 _____m²</p> <p>>ユニット定員__人×2 m²</p> <p>= _____m²</p> <p>・共同生活室のうち最小の床面積 _____m²</p> <p>>ユニット定員__人×2 m²</p> <p>= _____m²</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	ユニット	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第40条 ・指定基準について第5の3 ・特養基準第35条 ・特養基準について第5の4 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	適・否 適・否	・洗面部分の概ねの床面積 _____m ²	・トイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。 【望ましい形状】 底がフラットなシンク、コンセント、車いす利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具
		トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第40条 ・指定基準について第5の3 ・特養基準第35条 ・特養基準について第5の4、第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室ごとに設けるか、又は共同生活室の近くに2ヶ所以上分散して設けること。 2 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り _____室 ②居室内に無し _____室 ③共同生活室近くのトイレ _____ヶ所 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____	・居室内にトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1ヶ所はトイレを設けること。 ・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第40条、第43条 ・指定基準について第5の3、6 ・特養基準第35条、第37条 ・特養基準について第5の4、6 	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴槽を設けること。 3 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。 	適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 _____階 _____ヶ所 _____据 個別浴室のうち最小の床面積 _____m ² ②特殊浴槽及び浴室 _____階 _____ヶ所 _____据 ③その他(シャワー室等) (何が) _____ヶ所	・個浴を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接するユニットごとに浴槽をユニットの数だけ設置すること。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第 40 条、第 27 条 ・指定基準について第 4 の 25 ・特養基準第 35 条、第 26 条 ・特養基準について第 5 の 4、第 2 の 1、第 4 の 12 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第 7 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。 2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第 35 条、第 26 条 ・特養基準について第 2 の 1、第 4 の 12 	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第 35 条 ・特養基準について第 2 の 1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①ユニット内に有り _____ユニット ②ユニット内に無し _____ユニット その場合、当該階(フロア)に(有・無) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごともしくは隣接するユニットごとに設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。
	廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第 40 条 ・指定基準について第 5 の 3 ・特養基準第 35 条 ・特養基準について第 2 の 1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 片側廊下の幅は 1.8 メートル以上、中廊下の幅は 2.7 メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、片側廊下にあつては 1.5 メートル以上、中廊下にあつては 1.8 メートル以上として差し支えない。 2 廊下及び階段には、手すりを設けること。 3 階段の傾斜は、緩やかにすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄のなお書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数 _____m × _____m × _____ヶ所 	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	その他	<p>・特養基準第35条</p> <p>・特養基準について第2の1</p>	<p>1 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p>	適・否	<p>・その他設備の有無</p> <p>①エレベーター_____基</p> <p>②傾斜路_____階から_____階</p> <p>③食事用等ダムウエーター_____基</p> <p>④洗濯物用等ダムウエーター(又はシューター)_____基</p> <p>⑤常夜灯(感応式照明等)</p> <p>・廊下(有・無)</p> <p>・共同生活室(有・無)</p> <p>・居室内のトイレ(有・無)</p> <p>・居室外のトイレ(有・無)</p> <p>・その他_____</p> <p>⑥洗濯室又は洗濯場_____階_____ヶ所</p> <p>⑦介護材料室_____階_____ヶ所</p> <p>⑧介護職員室またはコーナー(机等)</p> <p>・ユニット内(有・無)</p> <p>・ユニット外(有・無)</p> <p>その場合、1ヶ所が担当するユニット数_____ユニット</p>	<p>・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。</p>
			<p>2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p>	適・否		
			<p>3 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	適・否		
			<p>4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p>	適・否		
			<p>5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p>	適・否		
			<p>6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。</p>	適・否		

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

- ・指定基準＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号)
- ・指定基準について＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)
- ・特養基準＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号)
- ・特養基準について＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	建物配置 構造設備 ・特養基準第 11 条、第 3 条、第 8 条 ・特養基準について、第 2 の 1、第 1 の 2 及び 7 ・指定基準について第 3	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、入居者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物とすることができる。	適・否	・構造 _____造 地下____階、地上____階	・家族や地域の人々との交流が可能な空間が用意されていること。 ・希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 ・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万々に備えて転落防止策を講じること。 ・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。
		2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成 7 年東京都条例第 33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否	・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階	
規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は 30 人以上とすること。 2 原則として入所定員の 10%以上のショートステイ用居室を併設すること。 3 1 人当たりの延床面積は、34.13 平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員_____人 ・延床面積(特養・ショート) _____㎡ >定員____人×34.13 ㎡ =_____㎡	・従来型個室の増築に限り、補助金を減じた上で、1 人当たり延床面積 34.13 平方メートル未満の整備を認めることがある。

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

立地等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・消防法 等 	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否		
施設	<p>居室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条 ・指定基準について第3 ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 	<p>1 1室の定員は4人以下とすること。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>5 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>6 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>7 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>8 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>9 2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー(幅1.5メートルを基準とする)を設置すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の定員×部屋数 __階__人室×__部屋 __階__人室×__部屋 __階__人室×__部屋 __階__人室×__部屋 __階__人室×__部屋 __階__人室×__部屋 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) <hr/> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m <hr/> <hr/>	<ul style="list-style-type: none"> ・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。 ・個室の場合、ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。 ・多床室の場合、各ベッドに採光がとれ、障子等を用いた可動壁で、ベッドの間を仕切るなど個室的な配置にすること。 【望ましい設備】 ・個室の場合、車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチ

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

施設	<p>静養室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条 ・指定基準について第3の1 ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 6 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積</p> <p>_____階_____㎡</p>	
	<p>洗面設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条 ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設備状況及び箇所数</p> <p>①居室内に有り_____室</p> <p>②居室内に無し_____室</p> <p>③その他設置場所(食堂に〇ヶ所等)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・トイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。</p> <p>【望ましい形状】</p> <p>コンセント、車いす利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具</p>
	<p>トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条 ・指定基準について第3の1 ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。 3 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①居室内に有り_____ヶ所</p> <p>②居室内に無し_____ヶ所</p> <p>③その他設置場所</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。</p> <p>・少なくとも4人あたり一箇所のトイレを設けること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・排泄の自立を促しやすい便器</p> <p>・洗浄乾燥暖房付便座</p> <p>・拭き掃除が行いやすい床材</p> <p>・適切な臭い対策</p>

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

施設	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条、第13条 ・指定基準について第3の1 ・特養基準第11条、第16条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室は各階に設けること。 ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 ____階____ヶ所____据 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②特殊浴槽及び浴室 ____階____ヶ所____据 ③その他(シャワー室等) (何が)_____ヶ所 (何が)_____ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の個別浴槽を設置した浴室で、同時利用が想定される場合は、固定壁などで浴槽の間を仕切るなどでプライバシーを確保すること。 ・浴室は、居室のある階ごとに設けること。 ・マンツーマン方式を想定した配置が望ましいこと。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条、第27条 ・指定基準について第3の1、第4の25 ・特養基準第11条、第26条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。 2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 ____階_____㎡ 	

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

施設	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第11条、第26条 ・特養基準について第2の1、第4の12 	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 ___階_____m² 	
	介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第11条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 必要な備品を揃えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数、階の定員及び床面積 ___階___人_____m² ___階___人_____m² ___階___人_____m² 	
	食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条、第14条 ・指定基準について第4の12 ・特養基準第11条、第17条 ・特養基準について第2の1、第4の5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した床面積(内法寸法)は3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 2 必要な備品を揃えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂の床面積 ___m²×___室=___m² ②機能訓練室の床面積 ___m²×___室=___m² ①+②=_____m² >入所定員___人×3 m² =_____m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ(少人数)ケアの観点を重視し、15人前後を単位に一つの食堂を設ける形が望ましいこと。
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 ___階_____m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

	廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第3条 ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<p>1 片側廊下の幅は1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)</p> <p>2 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>3 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		
施設	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第11条 ・特養基準について第2の1 	<p>1 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にある居室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>2 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>3 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・その他設備の有無</p> <p>①エレベーター _____基</p> <p>②傾斜路 _____階から _____階</p> <p>③食食用等ダムウエーター _____基</p> <p>④洗濯物用等ダムウエーター(又はシューター) _____基</p> <p>⑤常夜灯(感応式照明等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) <p>⑥看護職員室 _____階 _____m²</p> <p>⑦面談室 _____階 _____m²</p> <p>⑧洗濯室又は洗濯場 _____階 _____ヶ所</p> <p>⑨介護材料室 _____階 _____ヶ所</p>	<p>・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。</p>

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

		4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。	適・否		
		5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。	適・否		
		6 看護職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。	適・否		

特別養護老人ホーム(一部ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・指定基準＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号)
- ・指定基準について＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)
- ・特養基準＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号)
- ・特養基準について＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第 46 条 ・特養基準について、第 6 の 2 ・指定基準第 52 条 ・指定基準について第 6 の 2 	<p>1 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては「特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準」に、それ以外の部分にあつては「特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準」に定めるところによる。</p> <p>2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入居者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造 _____造 地下___階、地上___階 ・各階の主な用途(事業) ___階_____ ___階_____ ___階_____ ___階_____ ___階_____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット部分の浴室は、各ユニット内に個浴を設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接するユニットごとに浴槽をユニットの数だけ設置すること。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

- ・養護基準＝養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)
- ・養護基準について＝養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月30日老発第307号)
- ・特定基準＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ・特定基準について＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項	
建物規模等	建物配置 構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条、第3条、第8条、第18条 ・養護基準について第5の5 ・特定基準第192条の6 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。 5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。 6 教養娯楽設備等を備えること。 	適・否 適・否 適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・構造 _____造 地下____階、地上____階 ・各階の主な用途(事業) ____階____ ____階____ ____階____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者と家族の面会場所について、入所者やその家族の利便に配慮したものとすること。 ・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げることを望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第10条 ・養護基準について第2の1 	<ol style="list-style-type: none"> 1 定員は20人以上とすること。 2 1人当たりの延床面積は、29.2平方メートル以上とすること。 	適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 _____人 ・延床面積(養護) _____m² >定員____人×29.2 m² =_____m² 	
	立地等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・消防法等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。 	適・否		

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

施設	居室	<p>・養護基準第11条、第13条</p> <p>・養護基準について第2の2</p> <p>・特定基準第192条の6</p> <p>・特定基準について第3の10の2-2</p> <p>・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p>	<p>1 1室の定員は1人(個室)とする。ただし入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備(押入れ(これに代わるものとして設置したダンス等を含む。)、床の間、踏み込み等の設備をいう。)を設けること。</p> <p>6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。</p> <p>7 2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー(幅1.5メートルを基準とする)を設置すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・各階の定員及び2人部屋の有無</p> <p>___階___人 有・無</p> <p>___階___人 有・無</p> <p>___階___人 有・無</p> <p>___階___人 有・無</p> <p>・居室のうち最大の床面積 _____㎡×___室</p> <p>・居室のうち最小の床面積 _____㎡×___室</p> <p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・2人部屋の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。</p> <p>・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること)</p> <p>・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド</p> <p>・部屋ごとの冷暖房設備</p> <p>・テレビ視聴の設備</p> <p>・電話配線</p>
	静養室	<p>・養護基準第11条、</p> <p>・養護基準について第2の2</p>	<p>1 医務室又は職員室に近接して設けること。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。</p> <p>6 静養室のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置場所及び床面積</p> <p>___階_____㎡</p>	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

施設	洗面所	・養護基準第11条	1 居室のある階ごとに設けること。	適・否		・トイレ内の洗面台は、原則洗面所ではないこと。 【望ましい形状】 コンセント、車いす利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具
	トイレ	・養護基準第11条 ・養護基準について第2の2 ・特定基準第192条の6	1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常用設備(ブザー又はこれに代わる設備等)を備えていること。 2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り____室 ②居室内に無し____室 ③居室外 ____階 男__ヶ所 女__ヶ所 ____階 男__ヶ所 女__ヶ所 ____階 男__ヶ所 女__ヶ所 ____階 男__ヶ所 女__ヶ所	・手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
	医務室	・養護基準第11条、第24条 ・養護基準について第2の2、	1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 2 入所施設を有しない診療所として医療法第7条1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 ____階_____m ²	
	調理室	・養護基準第11条 ・養護基準について第2の2	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 ____階_____m ²	
	職員室	・養護基準第11条	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適・否	・設置階数及び床面積 ____階_____m ²	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

施設	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条 ・養護基準について第2の2 ・特定基準第192条の6 	1 食堂の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条 ・養護基準について第2の2 	1 他の設備と区別された一定のスペースを確保すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	・換気及び衛生管理等に十分配慮すること。
	廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条 	1 片側廊下の幅は、1.35メートル以上、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。) 2 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否		・廊下及び階段には、手すりを設けること。
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条 ・特定基準第192条の6 	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 _____階_____ヶ所_____据 個別浴室のうち最小の床面積_____m² ②その他(特殊浴槽やシャワー室等) (何が)_____ヶ所 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第11条 ・養護基準について第2の2 	1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、霊安室及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。 2 上記について、それぞれの室の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること 3 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	適・否 適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 集会室_____階_____m² 宿直室_____階_____m² 面談室_____階_____m² 洗濯室又は洗濯場 _____階_____m² 霊安室_____階_____m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

		4 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。	適・否	・その他設備の有無	
		5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。	適・否	①エレベーター_____基 ②傾斜路__階から__階 ③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・トイレ(有・無)	

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・特定基準＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)
- ・特定基準について＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)
- ・軽費基準＝軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年 5 月 9 日厚生労働省令第 107 号)
- ・軽費基準について＝軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項	
建物規模等	建物配置 構造設備	・特定基準第 177 条 ・軽費基準第 3 条、第 8 条、第 10 条	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築でなければならないこと。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。 5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成 7 年東京都条例第 33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・構造 _____造 地下____階、地上____階 ・各階の主な用途(事業) ____階____ ____階____ ____階____	・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万が一に備えて転落防止策を講ずること。 ・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。
	規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は 30 人以上とすること。 2 1 人当たりの延床面積は、39.6 平方メートル以上とすること。	適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・延床面積(ケアハウス) _____m ² > 定員____人×39.6 m ² = _____m ²	
	立地等	・軽費基準第 3 条 ・建築基準法 ・消防法等	1 立地に当たっては、入居者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう配慮すること。 2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否 適・否		

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	ユニット	<p>・軽費基準第10条</p>	<p>1 10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画(以下、「ユニット」という。)を基本的な単位とすること。</p>	適・否		<p>・他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p>
	居室	<p>・特定基準第177条</p> <p>・特定基準について第3の10-2</p> <p>・軽費基準第10条</p> <p>・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p>	<p>1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるが、事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 収納スペースを設けること。</p> <p>4 1室の床面積(内法寸法)は、15.63平方メートル(収納スペース、洗面所(必須)等を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とすること。ただし、2人部屋の場合にあつては、23.45平方メートル以上とすること。</p> <p>5 居室の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。</p> <p>7 2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー(幅1.5メートルを基準とする)を設置すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・各階のユニット定員×ユニット数及び2人部屋の有無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>・居室のうち最大の床面積</p> <p>_____㎡×____室</p> <p>・居室のうち最小の床面積</p> <p>_____㎡×____室</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・トイレ及び簡易な調理設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。</p> <p>・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること)</p> <p>・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド</p> <p>・部屋ごとの冷暖房設備</p> <p>・テレビ視聴の設備</p> <p>・電話配線</p> <p>・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ</p>

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	ユニット	共同生活室	<p>・軽費基準第10条</p> <p>1 ユニットの入居者が、談話室、娯楽室、集会室及び食堂として使用することが可能な部屋とすること。</p> <p>2 同一ユニット内の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>3 共同生活室ごとにトイレ及び簡易な調理設備を適当数設けること。</p> <p>4 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>5 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・共同生活室のうち最大の床面積_____㎡</p> <p>>ユニット定員__人×2㎡ =_____㎡</p> <p>・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>>ユニット定員__人×2㎡ =_____㎡</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p>	<p>・高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器棚 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・共同生活室付近で手を洗える設備 ・食事スペースとリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方 ・車椅子用のシンクや調理台
	洗面所	<p>・軽費基準第10条</p> <p>1 居室ごとに設けること。</p>	<p>適・否</p>	<p>・洗面部分の概ねの床面積_____㎡</p>	<p>・介護を必要とする者が使用するのに適したものとする</p> <p>・トイレ内の洗面台は、原則洗面所ではないこと。</p> <p>【望ましい形状】</p> <p>底がフラットなシンク、コンセント、車いす利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具</p>	

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	トイレ	・特定基準第177条	<p>1 居室のある階ごとに設置し、非常用設備(ブザー又はこれに代わる設備等)を備えていること。</p> <p>2 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①居室内に有り_____室</p> <p>②居室内に無し_____室</p> <p>③共同生活室近くのトイレ _____ヶ所</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p>	<p>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室の近くに2ヶ所以上分散して設けること。</p> <p>・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・排泄の自立を促しやすい便器</p> <p>・洗浄乾燥暖房付便座</p> <p>・拭き掃除が行いやすい床材</p> <p>・適切な臭い対策</p>
	浴室	<p>・特定基準第177条</p> <p>・軽費基準第10条</p> <p>・軽費基準について第2-1(4)</p>	<p>1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>2 介護を必要とする利用者も入浴できる設備を設置すること。</p> <p>3 居室のある階ごとに適切な数の個別浴槽を設けること。</p> <p>4 機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①個別浴室及び浴槽 _____階_____ヶ所_____据</p> <p>個別浴室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>②特殊浴槽及び浴室 _____階_____ヶ所_____据</p> <p>③その他(シャワー室等) (何が) _____ヶ所</p>	<p>・個浴を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接するユニットごとに浴槽をユニットの数だけ設置すること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・手すりや移乗台が設置できる構造</p> <p>・2方向もしくは3方向から介助が行える構造</p>
	機能訓練室	・特定基準第177条	1 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	<p>・設置階数及び床面積 _____階_____㎡</p>	<p>・施設内に適当な広さの場所が確保できる場合にあつては、設ける必要はないこと。</p>
	調理室	<p>・軽費基準第10条</p> <p>・軽費基準について第2-1(5)</p>	<p>1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積 _____階_____㎡</p>	

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

施設	廊下・階段等	軽費基準第 10 条	<p>1 廊下には手すりを設けること。</p> <p>2 階段を設ける場合は、両側に手すりがあること</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>片廊下 最小の廊下幅 _____m</p> <p>中廊下 最小の廊下幅 _____m</p>	<p>・廊下の有効幅は1.8メートル以上確保されていること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)。ただし、車椅子使用者同士がすれ違えるスペースを設けた場合は1.5メートル以上とすること。</p> <p>・階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>
	その他	軽費基準第 10 条	<p>1 面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。</p> <p>2 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>2 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>3 居室を2階以上に設ける場合は、エレベーターを設けること。</p> <p>4 冷暖房設備について整備すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積 面談室__階__m² 洗濯室又は洗濯場__階__m² 宿直室__階__m²</p> <p>・その他設備の有無 ①エレベーター__基 ②食事用等ダムウエーター__基 ③洗濯物用等ダムウエーター(又はシューター)__基 ④常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他_____</p>	<p>・他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮した汚物処理室を設けること。</p> <p>・汚物処理室には、入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備え、ユニットごともしくは隣接するユニットごと又は洗濯室、浴室に近接して設けることが望ましいこと。</p> <p>・廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>・傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。</p>

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準